

事業主の皆さまへ

八幡浜市独自の中小企業者等支援について

①

八幡浜市新型コロナウイルス感染症対策 中小企業者等支援事業特別貸付等利子補給金

■制度概要

国の特別利子補給制度に該当する融資を利用した市内の中小企業者等に対し、融資借入後当初3年間の実質無利子期間を経過した4年目から最大7年間（10年目）の貸付利子のうち、0.9%を上限に利子補給を行う。（補助対象上限：借入金のうち、3,000万円）

◎利子補給のイメージ

償還期間											
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目以降	
0.46%			1.36%								
毎年利子補給			最大7年間0.9%の利子補給（補給対象上限3千万円）								

■対象者

国の特別利子補給制度に該当する融資を利用した市内の中小企業者等のうち、特に売上高の減少が著しい中小企業者等（小規模事業者▲15%、中小企業者▲20%）※納税要件あり

■申請対象期間 令和3年3月31日まで

申請方法等については、制度が決まり次第お知らせします。

②

八幡浜市新型コロナウイルス感染症対策 中小企業者等支援事業補助金

■対象者

令和2年1月29日以降に、八幡浜市中小企業振興資金融資条例に規定する緊急経営資金の融資の決定を受けたもののうち、特に売上高の減少が著しい中小企業者等（小規模事業者▲15%、中小企業者▲20%）

■補助対象額

八幡浜市中小企業振興資金にかかる緊急経営資金（※借り換えの場合の補助対象額は、緊急経営資金の融資の決定を受けた額から同資金にかかる旧債決済額を控除した額となる。200万円の中小企業振興資金残債がある中で、緊急経営資金500万円で借り換える場合の補助対象額は融資額500万円ではなく、300万円に対する1/5の補助金60万円となる。

■交付限度額

補助対象額の1/5（千円未満切り捨て）、限度額70万円（1事業者1回限り）

■補助対象期間 令和3年3月31日まで

◎補助金のイメージ

借入額	補助率	補助額
100万円	1/5	20万円
200万円		40万円
300万円		60万円
350万円		70万円
↓		↓
1,000万円		70万円